

發行方の法規等の根柢は、  
用振の法規等の項及の根柢は、  
法律の根柢は、  
行條の根柢は、  
及の根柢は、  
その根柢は、

○財務省告示第百二十六号  
國債の發行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成三十年四月十二日に發行した利付國債の發行条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年五月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 号 名称及び記号  
二十九回、第三百三十回、第三五百

募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出しした金額を払込額といふものとする。  
各総発額 × 各支定期に対する利息 = 田口の額  
国債の額 = 国債額 × 各行の発行日からまでの期間（日）  
金利前十経日 / 365 × 田口の額

十四利子

二	十	十		十	十	十					
十	九	八		七	六	五					
払	者	入	払	元	利	象	各	準	入	償	償
込		札	場	利	回	国	發	と	札	還	還
期		参	所	金	り	債	行	す	の	金	期
日		加		支		の	対	る	基	額	限

名称及び記号	利 率 (年)	償 還 期 限	(発 額 面 金 額)
利 付 回 第 十 三 年 百 三 十 庫 債 券	利 付 回 第 十 三 年 百 二 十 庫 債 券	○ ・ 八 %	○ ・ 八 %
日 年 平 九 成 月 三 二十 十五	日 年 平 六 成 月 三 二十 十五		
三 億 円	円 三 百 十 六 億		

利 第二付 八十国 十年庫 四債 回券 )	利 第二付 七十国 十年庫 六債 回券 )	利 第二付 七十国 十年庫 五債 回券 )	利 第二付 六十国 十年庫 三債 回券 )	利 八第十付 回三年國 百庫 四十券 )	利 六第十付 回三年國 百庫 十券 )	利 一第十付 回三年國 百庫 十券 )	利 回第十付 ~三年國 百庫 十券 )	利 四第十付 回三年國 百庫 三十券 )	利 二第十付 回三年國 百庫 三十券 )
二 · ○ %	二 · ○ %	一 · 九 %	二 · 一 %	一 · 八 %	○ · 一 %	○ · 三 %	○ · 四 %	○ · 六 %	○ · 六 %
十年平 日十成 二三 月十 二七	日年平 三成 月三 二十 十七	日年平 三成 月三 二十 十七	日年平 六成 月三 二十五	日年平 九成 月三 十九	日年平 三成 月三 十九	十年平 日十成 二三 月十 二七	日年平 九成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十六	十年平 日十成 二三 月十 二五
八 十一 億 円	七 十三 億 円	円百 七八 億	円百 九十七 億	円二 百四十 億	九 十八 億 円	四 十七 億 円	五 十四 億 円	十六 億 四十四 億 円	三 億 円

利回第二付 百十国 四年庫 十債 三券	利回第二付 百十国 三年庫 十債 四券	利回第二付 百十国 二年庫 十債 六券	利回第二付 百十国 二年庫 十債 五券	利第二付 百十国 二年庫 十債 回券	利第二付 百十国 十年庫 三債 回券	利第二付 百十国 十年庫 七債 回券	利第二付 九十国 十年庫 四債 回券	利第二付 九十国 十年庫 三債 回券	利第二付 九十国 十年庫 二債 回券	利第二付 八十国 十年庫 五債 回券
一 ・ 六 %	一 ・ 八 %	二 ・ ○ %	二 ・ 二 %	一 ・ 六 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %
日年平 三成 月四 二十 十五	日年平 三成 月四 二十 十四	日年平 三成 月四 二十 十三	日年平 三成 月四 二十 十三	日年平 六成 月四 二十 十二	日年平 九成 月四 二十 十一	日年平 九成 月三 二十 十九	日年平 三成 月三 二十 十九	日年平 三成 月三 二十 十九	十年平 日十成 二三 月十 二八	日年平 三成 月三 二十 十八
十三億円 一二億千五百 百十	百六 億円	円百 四十一 億	円百 二十一 億	二十二 億円	十二 億円	二百八 億円	億三 円百 六十三	七 億円	二 億円	

利回第二付 百十国 四年庫 十債 六券	利回第二付 百十国 四年庫 十債 四券
一 . 七 %	一 . 五 %
日年平 九成 月四 二十 十五	日年平 三成 月四 二十 十五
二十億円	七百六億円